

## 制度の概要

千葉市教育委員会においては、放課後等に小学校の余裕教室、体育館、校庭等を使用して、安全で安心な子どもの活動拠点（居場所）を作り、地域住民や保護者の方々の参画を得て、小学生を対象に、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行うことにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくり「千葉市放課後子ども教室推進事業」を進めております。

この活動は、多くの熱意ある善意のボランティアの皆様により支えられておりますが、残念なことに、いくら安全対策に万全を期しても、注意し尽くしても防げない不幸にして偶発的な事故が起これないとも限りません。

千葉市放課後子ども教室傷害・損害賠償責任補償制度（コーディネーター・学習アドバイザー等用）は、教室を運営されるコーディネーター、参加児童の指導に当たる学習アドバイザーの皆様に参加中の事故を補償するものです。

## 保険料は市の負担となります。

手続き等につきましては、実行委員会より提出いただいた推薦書に基づき、教育委員会が行います。

なお、保険の申し込み（参加申し込み）に際して、各小学校放課後子ども教室実行委員会関係者、千葉市教育委員会事務局生涯学習振興課担当職員、保険会社及び保険会社代理店の担当職員が、保険加入手続きのために、名前、住所、連絡先、学校名、年齢に関する個人情報を使用することがありますので、ご了承願います。

## 制度対象者

千葉市立の73小学校区ごとに設置された放課後子ども教室のコーディネーター、学習アドバイザーが対象となります。

## 主に対象となる活動

放課後子ども教室に関係する次の時間中が対象です。

- ア 活動時間中
- イ 会場に向かうための通常経路による移動
- ウ 教室から自宅へ帰宅するための通常経路による移動
- エ 準備、会議等の準備活動時間中

## 不幸にも事故が起きてしまったら

事故が発生した場合は、千葉市教育委員会生涯学習振興課へ速やかに連絡し、事故報告書を提出してください。

<連絡項目> 事故発生の日時、場所、状況

被害者の住所、氏名、年齢、電話番号など

<提出書類> 事故報告書（千葉市教育委員会生涯学習振興課のホームページからダウンロードできます）

<http://www.city.chiba.jp/kyoiku/shogaigakushu/shogaigakushu/houkago.html>

## お問い合わせ先

千葉市教育委員会事務局生涯学習部  
生涯学習振興課放課後子ども対策班

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 7階

電話 043-245-5957 ファクス 043-245-5992

## 資料1

# 千葉市放課後子ども教室 傷害・損害賠償責任補償制度

（コーディネーター・学習アドバイザー等用）

令和5年度版

# 千葉市教育委員会 生涯学習振興課

## 補 償 の 内 容

### 1 傷害

対象となる活動時間中に発生した急激かつ偶発的な外来の事故で、死亡もしくは負傷した事故。

補償区分	補償額
死亡補償金	500万円（熱中症、日射病、細菌性食中毒については300万円）
後遺障害補償金	死亡補償の100～4%
入院補償金	3,000円（事故の日から180日までの入院を限度とする） ※入院1日目から補償する。
手術補償金	3万円、6万円、12万円
通院補償金	2,000円（事故の日から180日までの間において90日までの通院を限度とする） ※通院1日目から補償する。

### 2 損害賠償責任

対象となる活動時間中に人の生命や身体又は財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故。

補償区分	補償額
対人賠償	1人につき6,000万円 1事故につき2億円（免責金額なし）
対物賠償	1事故100万円（免責金額なし）

## 対 象 と な ら ない 場 合

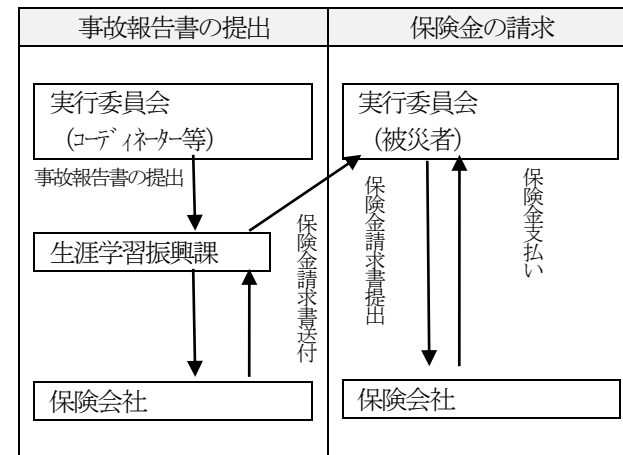
### 1 傷害事故

- ア 故意による事故
- イ 戦争、変乱又は暴動による事故
- ウ 自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
- エ 山岳登山、リュージュ、ハンググライダー搭乗及びその他これらに類する危険なスポーツに参加している最中の事故
- オ 法令に定められた運転資格を持たず、又は飲酒、薬物使用等正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- カ 妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術を含むその他の医療措置
- キ 原因のいかんを問わず、他覚症状のない頸部症候群（いわゆる「ムチウチ症」）又は腰痛
- ※ その他状況に応じて対象とならない場合もありますので、事前にお問合わせください。

### 2 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 戦争、変乱、暴動、労働争議、騒じょう
- ウ 地震、噴火、洪水又は津波等の天災による事故
- エ 指導者等の同居の親族に対する事故
- オ 市民団体又は指導者等が所有、使用又は管理する自動車もしくは動物による事故

## 保 険 金 が 支 払 わ れ る ま で



なお、事故報告書の送付及び保険金の請求に際して、各小学校放課後子ども教室実行委員会関係者、千葉市教育委員会事務局生涯学習振興課担当職員、保険会社及び保険会社代理店の担当職員が、事故に関する情報、名前、住所、連絡先、学校名、年齢に関する個人情報を使用することがありますので、ご了承願います。

## ご 注 意

この保険は、治療費や損害賠償の全額を補償するものではありません。「補償の内容」に掲げた表内の補償額及び補償条件を上限として補償を行うものであり、通院回数が少ない場合や保険外診療があった場合など、補償額が実際にかかった治療費を下回る場合があります。